

堺市議会委員会条例の一部を改正する条例

堺市議会委員会条例（昭和35年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第13条の2第1項中「新型コロナウイルス感染症のまん延防止措置の観点等から、委員会を招集する場所に参考することが困難な委員がある」を「委員について、次に掲げる場合に該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 大規模な災害の発生、重大な感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由により委員会を招集する場所に参考することが困難である場合
- (2) 育児、看護、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集する場所に参考することが困難である場合

第21条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、前項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第25条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

第25条の見出し中「文書」を「文書等」に改め、同条中「文書で」を「文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により」に改める。

第26条第1項中「調整」を「作成」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。